

沖縄市交通拠点まちづくりに関する社会実験業務
概要仕様書

令和8年6月

沖縄市 建設部 都市整備室 都市交通課

1. 業務名称

沖縄市交通拠点まちづくりに関する社会実験業務

2. 業務目的

現在、本市では、まちづくりと連携した交通結節点の実現に向けて、胡屋・中央地区を中心とした交通拠点のまちづくりに取り組んでいる。国道 330 号には路線バス系統が集中しており、基幹バスシステムの導入が推進されるとともに、地区周辺には沖縄サントリーアリーナや沖縄こどもの国などの誘客施設が存在している。また、当該地区の商店街は、飲食店を中心に新規出店も見られ、賑わいが充実しつつある。

一方で、バス運転手不足などによる減便が相次ぎ、本地区における最終便が早まるなど都市間移動の利便性が低下している状況の中、夜間帯の移動需要の検証、胡屋バスタ実現に向けたにぎわい創出の取組として、「ヨルバス」を2箇年にわたり社会実験してきたところである。

本業務は、昨年度までの社会実験結果や住民等意向調査の結果（市民ニーズ）、国が主導する「沖縄交通リ・デザイン」等の考えをふまえ、社会実験バスの企画及び運営を実施するとともに、「沖縄市地域公共交通計画」への反映や、「沖縄市交通拠点まちづくり基本計画」の実現に向けた本地区の交通のあり方について検討することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

4. 対象範囲

沖縄市内

5. 業務内容

(1) 計画準備

業務実施にあたり、実施体制及び実施工程等について計画書を作成し、初回打ち合わせ時に提出する。

(2) 社会実験バスの運行

1) 社会実験バスの企画立案

過年度の検討結果等を参考として、今年度運行する社会実験バスの運行計画（ルート、期間、運賃、復路便運行など）を立案する。

※想定する運行内容

- ・実施期間：令和8年10月～令和9年1月（4か月間）
- ・運行日：週2日（計36日間） 平日1日（モノレールとの結節を踏まえたルート）、土曜1日（夜間バス）
- ・運行系統・ダイヤ：4ルート程度（モノレール結節バス1ルート、夜間バス3ルート）

※検討事項（案）

- ・ルート及び降車場所（復路便等）、時間帯等
- ・運賃（料金設定、決済方法（現金不可））
- ・運行安全、緊急対応に関する対応策
- ・快適性向上策 など

2) 社会実験バスの運行

1) で立案した計画に基づき、運行を実施する。

社会実験バスの運行は、道路運送法を遵守のうえ行うものとし、本業務においては、運行に向けて運行事業者との協議調整、運輸支局への道路運送法第21条許可（有償化）申請書作成補助、広報計画の策定補助、関係者との協議調整補助、アンケート等を実施する。

また、社会実験バスの運行のほかに、運行当日対応（胡屋バス停での受付・誘導・QR確認、乗車整理、アンケート配布（QR）、運行記録、緊急時対応等）、運行報告書の作成を行う。

※運行にかかる業務は、受託者から、運行事業者に再委託することを想定

3) 周知に係る業務

社会実験バスについて市内外へ広く情報発信するためのポスターデザイン及び配布を行う。

A2：100枚 A4：1,000枚

(3) 社会実験バスを活用した取組の実施

社会実験バスを活用した中心市街地活性化に寄与するような取組の企画立案を行うとともに、企画を実施する。（社会実験バスと合わせたイベントや商店街と連携した取り組みなど）

(4) 社会実験バスの効果検証

(2) の結果（系統別利用実態等）や利用者アンケート結果、(3) の結果等を分析、検証、評価するとともに、今後の交通拠点まちづくりに必要な取組や社会実験のあり方を検討する。

(5) 各種会議資料の作成

沖縄市交通まちづくり実施計画検討委員会（2回程度想定）、沖縄市地域公共交通活性化協議会（3回程度想定）、（仮称）「沖縄県リ・デザイン」シンポジウム（実施は未定）、庁内会議等（3回程度想定）における資料作成を行う。

(6) 報告書作成

本業務委託の結果を報告書として取りまとめる。

報告書（A4 ドッチファイル） 1式

報告書データ（CD等） 1式

(7) 打合せ協議

本業務委託の履行にあたり、打合せ協議を5回実施するものとする。

6. 成果品

(1) 報告書 A4 ドッチファイル 1式

(2) 上記の電子データ（PDF、Word等） 1式

7. 留意事項

(1) 本業務は、関係機関等と連携を要するため、受注者は臨機応変に対応できる実施体制を整え、業務に望むものとする。

(2) 受注者は、関係官公庁やその他の関係者への照会・聴取等の情報収集を行うときは、原則として事前に市の承諾を得なければならない。

(3) 本仕様書に定める事項について、不明あるいは疑義の生じた場合は、速やかに市担当者と協議して、その指示によること。

(4) 本業務で製作された成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。

(5) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を写真、複写、写しの作成などの複製行為を行ってはならないものとし、受注者の善良なる管理者としての注意義務の下に管理し、第三者に閲覧させ、もしくは開示してはならない。

(7) 本業務実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意すると共に、第三者が著作権を有する製作物を使用する時は、事前に発注者と協議の上、関係法令に定められた手続きを行うこと。

- (8) 本業務は沖縄県土木建設部の「土木設計業務等共通仕様書」に基づき、実施する。
- (9) 本業務の実施にあたっては、沖縄市契約規則を遵守するものとする。
- (10) 上記のほか、業務上の疑義については、双方で協議のうえ、決定する。